

## 豊中市社会福祉法人地域貢献活動推進地域協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が地域公益事業を行う社会福祉充実計画の策定にあたり、地域住民からの意見聴取を円滑に行うことにより地域福祉の向上に資するため、豊中市社会福祉法人地域貢献活動推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会)

第2条 協議会は、所轄庁が豊中市長の社会福祉法人が、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合に、当該事業実施地域の地域住民と次に掲げる事項について協議・意見交換を行う。

- (1) 社会福祉法人が予定している地域公益事業の内容及び事業区域における需要
- (2) 事業実施地域における地域の状況等
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

2 協議会は、福祉指導監査課長が会議の招集及び進行を行う。

(その他の者の出席)

第3条 所轄庁が豊中市長以外の社会福祉法人が、本市域内において地域公益事業を実施する場合、協議会に出席し、意見聴取を行うことができる。

2 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者は、協議会に出席することができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、豊中市福祉部福祉指導監査課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉指導監査課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。